

第3 参考事例の紹介

1 本項目（参考事例の紹介）について

本報告書では、伝統工芸の維持・存続に向けて、調査対象とした産地における需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保のそれぞれの取組を分析し、これらの取組の背景にある課題、取組を後押しするために必要な支援の在り方や、産地の支援ニーズ等を整理している。

しかし、本調査においては、上記分析に関する項目において紹介した事例以外にも、需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保に関し、産地によっては多種多様・独創的な取組を行っている例を把握したことから、本項目では、これらの取組を産地における取組の参考に資するため、紹介することとする。

(1) 需要の拡大

本報告書では、第2「調査結果」の項細目4(2)において、産地の需要の拡大に向けた取組について、需要を拡大するための戦略や、対象とする顧客層等を軸として取組の方向性を8種類に類型化し、その類型ごとに取組の実施状況等を整理し、その中でも、新たな市場開拓・商品開発に向けた取組で、かつ取組数が多かった「新市場（国内）に向けた販路開拓」、「新市場（海外）に向けた販路開拓」、「国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発」の三つの方向性について重点的に分析を行い、これらの取組を後押しするために、どのような支援が有効となるかについて整理している。

しかし、産地によっては、上記の方向性以外に、①既存の市場への浸透、②商品価値の付加・保護、③商品のマイナーチェンジ等、④インバウンド需要・外国人観光客に向けた新商品開発、⑤技術の転用等といった方向性の取組も確認されたことから、これらの取組の実態について、参考までに以下ア～オで整理することとしたい。

ア 既存の市場への浸透

産地によっては、新規市場開拓・新商品開発と並行するなどして、既存の顧客層・既存のエリアにおける伝統工芸品の普及を目的に、表1-(1)-①のとおり、産地における催事や展示即売会を実施している例がみられた。

表1-(1)-① 既存の市場への浸透に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	漆器	産地組合は、伝統工芸品の販売促進と若手職人の意欲向上、高い技術の情報発信を目的として、昭和27年度から、組合員が製作した新作品を発表する展示会を開催しており、表彰を実施。受賞作品の一部は、地方公共団体が買い取るにより、技術の継承・保存にもつなげている。
2	陶磁器	産地組合は、伝統工芸品の発展、技術の向上及び地場産業としての振興発展を目的として、昭和54年度から、産地でオークションや展示販売、制作体験等を行う催事を開催している。

(注) 当省の調査結果による。

イ 商品価値の付加・保護

産地によっては、近年、産地外からの安価な類似品の流入や、消費者に対する商品価値（製造技術や品質の高さ）に関する周知を課題としており、表1-(1)-②のとおり、伝統工芸品のブランド化など、商品価値の付加・保護に向けた取組を実施している例がみられた。

表1-(1)-② 商品価値の付加・保護に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	織物	産地組合は、①従前から第三者による模造品の製造がみられたこと、②伝統工芸品のブランド力の向上により、取引先や消費者に対して安心な製品であると認知してもらうことを理由として、平成19年に、伝統工芸品を地域団体商標として登録している。 また、産地組合が定めた伝統工芸品の検査規則に基づき、組合員が製造した全製品の品質検査を実施し、品質検査に合格した製品については検査合格証や保証書を発行し、その品質を保証することで、その価値を向上させているとしている。
2	和紙	産地組合は、伝統工芸品のブランドが確立されていないことを大きな課題として認識し、全国中小企業団体中央会の支援策を活用し、青年部会や女性の組合員を中心に振興プロジェクトを立ち上げ、製造事業者・問屋・建築設計事務所など、様々な関係者からヒアリングを実施し、伝統工芸品の強みを生かす産地ブランド戦略と、それを生かした振興計画を策定した。今後、当該計画に基づき、産地が一体となって伝統工芸品のブランド価値の向上を目指すとしている。

(注) 当省の調査結果による。

ウ 商品のマイナーチェンジ等

産地によっては、伝統工芸品の形状・用途を保ちつつ、商品の種類（色・形状等）を追加するなど、表1-(1)-③のとおり、商品のマイナーチェンジに向けた取組により、売上げの向上を目指している例がみられた。

表1-(1)-③ 商品のマイナーチェンジ等に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	漆器	産地組合は、需要の拡大に向けて、商品ラインナップの充実を図るため、伝統工芸品としての良さ・魅力を保ちつつ、新たなデザインや色合いの商品開発を目指して、新色漆の研究や、新色漆を活用した試作品の開発、展示会における意見聴取及びマーケティングを実施している。
2	木工品・竹工品	産地組合は、商品開発に向けて、原材料の色合いの変更技術を研究するため、原材料の染色技術に係る研究を地元の研究機関に委託しており、今後、当該技術の活用方法を検討するとしている。

(注) 当省の調査結果による。

エ インバウンド需要・外国人観光客に向けた新商品開発

産地によっては、実地調査時（令和元年度時点）に高まりを見せていたインバウンド需要への対応等を目的に、表1-(1)-④のとおり、訪日する海外の富裕層等に向けた新商品開発を実施している例がみられた。

表1-(1)-④ インバウンド需要・外国人観光客に向けた新商品開発に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	陶磁器	産地組合は、外国人観光客の増加から産地内で超富裕層向けのホテル建設が相次ぎ、内装用品の需要が拡大している状況があるとして、住生活空間に関するアイテムの試作開発事業を実施していた。 産地組合は、上記の事業を実施する上で、伝統工芸品の製造技術を生かし、訪日外国人に向けた新商品開発を進めるために、建築デザイナー等を講師に迎え、引手・ドアノブ・延長コード・ダクト・植木鉢といった内装用品等の開発に成功した。
2	全般	市区町村は、若手製造事業者がマーケティングや販売手法に関するノウハウを持っておらず、新商品開発や販路開拓に向けた具体的な取組を行っていない状況を踏まえ、インバウンド需要の取り込みに向けた新商品開発を行う事業を実施 同事業では、外国人DJやデザイナーで構成されるプロジェクトチームを結成して、観光客、外国人バイヤー、留学生に対するマーケティング調査や企画開発会議を実施し、三つの新商品の開発を実現。うち二つは売上目標を達成しており、一定の成果を上げている。

(注) 当省の調査結果による。

オ 技術の転用等

産地によっては、表1-(1)-⑤のとおり、伝統工芸品の製造技術を転用して文化財の補修を実施する等、他の事業分野に進出することで、新たな需要を創出している例がみられた。

表1-(1)-⑤ 技術の転用等に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	木工品・竹工品	都道府県立高校は、伝統工芸品に関する研究活動を実施していた教諭の着想により、当該伝統工芸品の耐力性に着目し、製造事業者等との連携（製造技術の指導等）により、当該伝統工芸品の製造技術を生かした建材を開発している。
2	漆器	市区町村は、伝統工芸品の国内需要が低迷している実態を踏まえ、製造事業者が伝統工芸品の製造技術を応用し、文化財の修復を受注することができれば売上げの増加につながる可能性があるとして、平成28年度から30年度に文化財修復の基礎を学ぶことが可能なセミナーを開催した。

(注) 当省の調査結果による。

(2) 後継者の確保

本報告書では、第2「調査結果」の項細目4(3)で、産地における後継者の確保に向けた取組について、従事希望者の発掘、修行・就業、そして独立に至るまでの各段階に沿って整理・類型化し、その結果整理した、「①児童・生徒等への教育啓発活動等」、「②従事希望者を対象とした研修等」、「③新規従事者の受入れ等への支援」、「④若手従事者の技術向上のための支援」、「⑤経営スキル等習得のための支援」及び「⑥作業設備の提供等」の六つの方向性の取組について、産地における取組と支援ニーズの整理を行っている。

しかし、産地によっては、上記の類型に収まらない取組として、①副業・趣味としての技術継承、②製造技術の記録・保存といった取組も確認されたことから、これらの取組の実態について、参考までに以下ア及びイで整理することとしたい。

ア 副業・趣味としての技術継承

産地によっては、伝統工芸品の需要減少等により、伝統工芸品の製造で生計を立てることが現実的に困難な状況に鑑み、表1-(2)-①のとおり、後継者が必ずしも伝統工芸品の製造を生業とすることとせず、副業・趣味として技術を後世に継承することを試みる産地もみられた。

表 1-(2)-① 副業・趣味としての技術継承に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	木工品・竹工品	産地組合は、市区町村と連携し、伝統工芸品の製造技術を後世に伝えるため、毎月第2・第4日曜日に伝統工芸品の技術研修会を実施している。同組合では、学ぶ機会を隔週で設けるだけでは、伝統工芸を生業として独立するほどの技術が身に付かない可能性も認識した上で、「伝統工芸品の消滅をいかに食い止めるか」という点を重要視し、伝統工芸品の製造技術を副業・趣味としてでも継承することを試みている。
2	織物	産地組合は、伝統工芸の振興に向けた後継者の育成事業を実施しており、直近では若年層等後継者創出育成コースとして、未経験者を対象とした基本技術の研修講座等を開講しているが、これまでに当該事業の卒業生が就業・起業につながった成果はみられない。 ただし、卒業後も卒業生を対象とした講座を引き続き受講している例がみられるほか、随時、作業場を備えた市区町村の施設に来て製作しているなど、継続して技術の習得に励む者が多数いることから、産地組合は当該事業の卒業生を、潜在的な後継者として認識している。

(注) 当省の調査結果による。

イ 製造技術の記録・保存

産地によっては、技術継承に資するため、表1-(2)-②のとおり、伝統工芸品の製造技術の記録・保存に取り組んでいる産地もみられた。

表 1-(2)-② 製造技術の記録・保存に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	織物	<p>産地組合は、経済産業省の伝産補助金を活用し、伝統工芸品の制作工程を制止画・動画で記録しているほか、記録した動画を編集することで、工芸家を目指している若者向けの学習教材や、展示会等における情報発信ツールとしても活用している。</p> <p>同組合は、本取組について、「伝統工芸に係る技術等は、今まで師匠から弟子へと、日々の業務を通じて継承されてきた。かつては、師匠と弟子が寝食を共にする機会も多く、日常的に技術等の継承の場が存在していたが、現在ではその継承の仕組みが失われつつある。こうしたことから、その技術等を記録として保存し、後世に伝えていくことが肝要である。」としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(3) 原材料・用具等の確保

本報告書では、第2「調査結果」の項細目4(4)で、産地の原材料・用具等の確保に向けた取組について、原材料・用具等の不足に至る背景事情や、原材料・用具等の種類・特性等に沿って整理・類型化し、その結果整理した、「①採取可能地域に関する調査・情報提供」、「②産地における自家栽培・植林による確保」、「③代替物の開発等に関する調査・研究」、「④生産者・製造者の育成、事業承継支援」、「⑤生産者・製造者への補助」及び「⑥共同調達の実施」の六つの方向性の取組について、産地における取組と支援ニーズの整理を行っている。

しかし、産地によっては、上記の類型に収まらない取組として、①安定供給に向けた供給元との調整、②用具等の新規調達・修繕に関する支援といった取組も確認されたことから、これらの取組の例について、参考までに以下ア、イで整理することとしたい。

ア 安定供給に向けた供給元との調整

産地によっては、資源の枯渇、原材料の生産量減等により、原材料の確保が困難になるおそれがある状況に鑑み、表1-(3)-①のとおり、原材料の生産地など供給元と必要な原材料の確保に向けた調整を行う産地もみられた。

表 1-(3)-① 安定供給に向けた供給元との調整に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	織物	<p>伝統工芸品を製造する工芸家は、従前、市区町村内の森林や比較的近隣の国有林から原材料となる樹木の樹皮を採取していたが、当該樹木の数が少なくなり、製造に使用する樹皮をある程度まとめて採取できる場所が奥地となって人力での作業が困難になってきた。また、都道府県内における当該樹木の分布など基礎情報が不足していることもあり、継続的な原材料の確保が大きな課題となっていた。</p> <p>このような産地の状況を踏まえ、伝統工芸品の原材料となる樹皮を国・公有林から安定的に確保できるよう、都道府県、森林管理局、市区町村及び産地組合といった関係者が連携することとなり、平成 26 年 3 月に都道府県と</p>

		<p>森林管理局の間で、原材料の持続可能な採取方法や原材料の確保に係る連携体制を盛り込んだ利用方策を取りまとめた。当該方策において、原材料となる樹皮の持続可能な採取方法として、当該樹木が伝統工芸品の製造に適した大きさに成長するまでの期間を40年と想定し、国・公有林内に計40か所程度設定した採取区域から順に50本を採取し、一巡後にそれを繰り返すことで持続的に確保できるようにすることと定め、これにより、計画的に原材料を採取・確保することが可能となっている。</p>
--	--	--

(注) 当省の調査結果による。

イ 用具等の新規調達・修繕に関する支援

産地によっては、伝統工芸品の需要減少等に伴い、伝統工芸品の製造に要する用具製造で生計を立てることが現実的に困難な状況となり、用具製造に携わる職人の減少等によって用具の新規調達や修繕が困難になるおそれがある産地がみられたが、表1-(3)-②のとおり、用具の調達・修繕に関する支援に取り組む産地もみられた。

表 1-(3)-② 用具等の新規調達・修繕に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	和紙	<p>市区町村は、後継者の育成等の際に簀桁が破損した場合など、生計にも影響が出てくるとの手すき和紙職人の懸念を踏まえ、当該市区町村及び個人が所有する、使われていない簀桁を掘り起こし、修理を実施した上で、研修等で利用するなど、後継者の育成等に活用することとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。